

【園児の区分について】

子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号。以下、「支援法」という。)第19条第1項に規定する小学校就学前子どもの区分

- 1号認定:同法第19条第1項第1号に規定する小学校就学前子ども
2号認定:同法第19条第1項第2号に規定する小学校就学前子ども
3号認定:同法第19条第1項第3号に規定する小学校就学前子ども

Table with 2 columns: 認定区分 (1号認定, 2号認定, 3号認定) and 対象となる子ども (3~5歳, 0~2歳)

□ 定員として都道府県知事から認可を受け、又は届け出た上で学則(園則)に記載されている利用定員(認可定員)を記入してください。
また、1号~3号認定の区分で細目している場合は、区分ごとに記入した上で、その総計を「計」に記入してください(年齢別にさらに細分している場合でも、1号~3号認定までの区分ごとに記入してください)。

□ 支援法第31条に規定する市町村長による特定教育・保育施設の確認の際に設定する「利用定員」について、1号~3号認定の区分ごとに記入してください。

□ ①本年度、当初3号認定の区分により入園した後、本年5月1日までに3歳の誕生日を迎え、1号又は2号認定の区分に移行した満3歳児。
②前年度以前、当初3号認定の区分により入園した後、1号又は2号認定の区分に移行した3歳児を計上します。

□ 本年4月2日~5月1日までの間に3歳の誕生日を迎えた後、本年度に入園した満3歳児を計上します。

□ 本年度に入園した3歳児を計上します。

学校調査票(幼保連携型認定こども園)

令和〇年度 学校基本調査

令和〇年5月1日現在

1 5 A2..... 6

□ 都道府県番号:新潟県は「15」
□ 学校コード:こども園は「A2」から始まる13桁

11 学級別年齢別在園者数(1号認定及び2号認定) ※学級ごとに1段

Main data table with columns for age groups (0-2, 3, 4, 5 years) and rows for classes (うさぎ組, たぬき組, etc.). Includes sub-tables for enrollment and staff counts.

□ 前年度中に3歳の誕生日を迎えた後、前年度のうちに入園し、本年度も引き続き在籍している3歳児を計上します。

□ 学級は設置されているものの、5月1日現在在籍園児がいない学級がある場合、学級名に名前が入り、合計欄は「0」が表示されます。紙での提出の場合は合計欄に「N」を記入します。

□ 非常勤講師は「兼務者」として扱います。

13 修了者数 (令和〇年3月修了者)
Table with columns for gender and total count.

12 年齢別在園者数(3号認定)
Table with columns for age groups (0歳, 満1歳, 満2歳) and total count.

□ 前年度、幼保連携型認定こども園を修了した者を記入します。
※ 本年度、幼稚園(認定こども園を構成する幼稚園を含む)から、幼保連携型認定こども園に移行した場合は、当該幼稚園の修了者数(幼稚園の卒園者に限り、認定こども園を構成する保育所又は保育等機能施設の卒園者を除く)については、学校調査票(幼稚園)により提出してください。

□ オンライン調査システムで回答した調査票については、調査票右下に送信した日付が表示されます。空白になっていないか、表示されているのが本年度の日付かを必ず確認してください。

20XX/05/01 09:00

□ 「3 設置者別」で「30 社会福祉法人立」又は「31 学校法人立」のうち、公私連携法人としての指定を受けている場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入してください。

□ 一般財団法人及び公益財団法人は「32 財団法人立」を、一般社団法人及び公益社団法人は「33 社団法人立」を選択してください。「35 その他の法人立」を選択しないよう注意してください。

□ 辞令面により記入します。
□ 会計年度任用職員(フルタイム・パートタイム)は非常勤とみなします。
□ アルバイトの者は計上しません。
□ 私立幼保連携型認定こども園等で認定こども園法上の職名を用いていない場合、下記の職務内容により判断してください。

・教頭:園長及び副園長を助け、園務を整理し、及び必要に応じ園児の教育及び保育をつかさどる。
・主幹保育教諭:園長、副園長及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。

・指導保育教諭:園児の教育及び保育をつかさどり、並びに保育教諭その他の職員に対して、教育及び保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
・保育教諭:園児の教育及び保育をつかさどる。

□ 「教諭等」、「保育士」への計上がある場合、「保育教諭」でないか確認をしてください。

□ 「本務者」には休職者、産休者及び育児休業者並びに産休代替者及び育児休業代替者を含めます。ただし、「兼務者」にはこれらの者は含めません。

□ 園長が0名あるいは2名の場合は、調査票欄外(電子調査票の場合はメモ欄)に理由を簡潔に記入してください。(例 園長休職中のため等)
なお、園長が2名(いずれも本務者)の場合は、「9」欄に該当がないか必ず確認してください。

□ 辞令面により記入します。
□ スクールバスの運転手、バスの介助員は辞令により本務者であれば、「その他」の欄に計上します。

□ 教員についてのみ記入します。「8 その他の職員数」に計上した職員は記入しません。
□ 産休(産前産後休暇)者、病気休暇者、介護休暇者は記入しません。

□ 育児休業教員≧育児休業代替教員となっていますか。
なお、育児休業教員1名に対し、代替教員(本務者に限る)を2名配置している場合等はこの限りではありませんが、その旨を調査票欄外(電子調査票の場合はメモ欄)に簡潔に記入してください。

- 1. 本園と分園(正規の手続を完了したもの)は、別々に調査票を作成する。分園の調査票は本園で取り、数字は「分園」の中に「分園」を記入する。また、「計」欄がある場合は、必ず「3」の「公私連携法人」は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する規定する公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営を目的とする法人をいう。
2. 「5」及び「6」の各区分は次のとおりである。「教育標準時間認定(1号認定)」:子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に規定する者に係る区分。「満3歳未満・保育」:支援法第19条第1項第3号に規定する者に係る区分。
3. 「7」の「教諭等」については、主幹教諭、指導教諭、教諭又は助教諭の発令を受けた者が該当する。
4. 「9」及び「10」における「副園長等・主幹保育教諭等・保育教諭等」については、副園長・教頭・主幹主幹養護教諭・主幹養護教諭・講師が該当する。
5. 「10」における「事務職員等」については、「8」に列挙する事務職員、看護職員(看護師等)、調理員及びその他の職員(事務員、整備員等)が該当する。
6. 「11」学級別年齢別在園者数で学級数が16以上ある場合は、この欄について調査票を2枚作成し、2枚目には「11」の「計」欄に「11」と記入し、「11」の「0~2歳児入園」欄は、当初3号認定の区分により入園した後、1号又は2号認定の区分に移行した3歳児を計上する。